

政令第二百三号

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十九号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

関税定率法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年三月十日とする。